

「もみじ宝くじ付定期預金」景品規定

「もみじ宝くじ付定期預金」発売期間中に、当該定期預金を当行窓口でご新約いただいたお客さまには、本規定により景品として当せん金付証券（以下「宝くじ」といいます）を進呈します。

1. 発売期間

2025年7月29日（火）～2025年10月31日（金）

2. 進呈する宝くじの種類・枚数

- 宝くじの種類は年末ジャンボ宝くじとします。
- 預入金額200万円単位で宝くじ5枚を進呈し、進呈枚数に上限は設けません。
- 進呈する宝くじは、5枚または10枚単位の連番とします。

[進呈する宝くじ枚数]

お預入れ金額	年末ジャンボ 宝くじ進呈枚数	進呈する宝くじの合計枚数 (3年間継続の場合)
200万円以上400万円未満	5枚	15枚
400万円以上600万円未満	10枚	30枚
600万円以上800万円未満	15枚	45枚
800万円以上1,000万円未満	20枚	60枚
1,000万円以上1,200万円未満	25枚	75枚

※お預入れ金額1,200万円以上の場合も、200万円ごとに5枚進呈します。

(例) 2,000万円をお預入れの場合：50枚進呈（3年間継続：150枚進呈）

年末ジャンボ宝くじが販売されなかった場合、販売の時期が大幅に変更になった場合、あるいは宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当行が上記で定めた数量分について購入するために見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、またはほかの物品を景品として変更することができるものとします。

3. 宝くじの進呈方法

進呈する宝くじは保護預り方式とし、お客さまには当行所定の方式により割当られた年末ジャンボ宝くじの番号（連番）を通知するハガキ（以下「割当番号通知ハガキ」という）を郵送してお知らせします。宝くじ現物の進呈はいたしません。割当番号通知ハガキを紛失された場合の再発行はいたしかねます。

なお、「割当番号通知ハガキ」による宝くじ現物への引換および当せん金の請求はできません。

4. 割当番号通知ハガキの発送

(1) 当初お預入れ時

上記1.の発売期間中に、当行窓口においてお預入れいただいた当該定期預金の残高に応じた宝くじを進呈いたします。

(2) 自動継続後

1年目の自動継続時（預入日の1年後の応当日）、2年目の自動継続時（預入日の2年後の応当日）にこの預金を自動継続された場合も、定期預金残高に応じた宝くじを進呈いたします。

なお、3年目の自動継続時（預入日の3年後の応当日）からは、金額に応じて一般のスーパー定期、スーパー定期300または自由金利型定期預金の扱いとなり、宝くじの進呈はございません。

(3) 発送先

割当番号通知ハガキは、当行にお届けいただいている自宅住所にご郵送いたします。

(勤務先などのお届け自宅住所以外への郵送や案内不要などのお取扱はできません。)

(4) お客さまの住所・氏名に変更があったにもかかわらず、当行に対し当行所定の変更届出をしなかった場合やお客さまの責めに帰すべき事由等により割当番号通知ハガキが到達しなかった場合には、通常到達すべき日に割当番号通知ハガキはお客さまのもとに到達したものとみなし、当行はその一切の責任を負いません。

(5) お届け予定日

割当番号通知ハガキのお届け予定時期は、12月上旬頃となります。

5. 当せん金の入金手続き

お客さまに進呈した宝くじが当せんした場合、当該定期預金の利息受取口座に入金いたします。その際、個別の通知はいたしません。

なお、利息受取口座を解約された場合や、お客さまの責めに帰すべき事由等により、当せん金の入金不能または遅延となった場合、当行はその一切の責任を負いません。

6. 当せん金の入金時期

当せんされた場合の当せん金の入金予定時期は、抽せん日から1ヵ月以内（予定）となります。

7. 「宝くじの日お楽しみ抽せん」について

宝くじの抽せんを外れても、「宝くじの日お楽しみ抽せん」において当せんされた場合は、みずほ銀行より賞品カタログが郵送されます。

以 上

(2025年7月29日現在)